

社保対・国保より お知らせ

適用除外制度(土建国保＋厚生年金)適用の事業主様

算定基礎届コピー提出のお願い

事業主の皆さん、毎年、年金事務所に提出する<算定基礎届>が、6月中に各事業所に届く時期となっています。

埼玉土建国保は、法人事業所及び個人事業所任意加入・5人以上雇用労働者の個人事業所が厚生年金に加入し、適正な適用除外制度を受けていることを確認するため、今年も算定基礎届・総括表のコピー提出のご協力をお願いしています。(FAX可)

年金事務所提出期限：毎年7月11日

※年金事務所に提出する書類一式(算定基礎届)、若しくは、提出後に送られてくる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を組合事務所までご提出をお願いします。(コピー)

埼玉土建比企西部支部　FAX　0493-66-1140

算定基礎届 書き込み学習会

お電話にてご予約ください

期間：6月１６日（木）～6月２３日（木）

無料



●書き込み会に必要な物●

①年金事務所から届いた算定基礎届封筒一式

②４月～６月に支払った賃金が分かるもの(給与明細等)

③会社ゴム印

④筆記用具(ボールペン)



お問合せ：埼玉土建一般労働組合　比企西部支部　TEL0493-66-1120